

【横浜副流煙裁判：管理組合における記録】

(1) 日時：平成29年(2017年)8月6日(日) 14:00-17:30
出席者：理事全員13名および監事2名

【受動喫煙について】

- ・居住者(控訴人)が受動喫煙症レベル3、レベル4となり、近隣に引っ越して避難中。レベル5だと心筋梗塞などとなる。
- ・昨年も理事会に要望があり、当事者間の話し合いに立ち会ったが(※)、喫煙者はすでに吸っていないとの話あり。
- ・理事会としてこれ以上の介入が困難。
- ・喫煙マナーの喚起について広報を掲示予定(第4回広報8月28日、議題6 受動喫煙について)

(※) このような事実はない。前年度(平成28年)、「当事者間の話し合い」に立ち会ったのは一般組合員T氏であり(録音あり)、管理組合は立ち会っていない。

(2) 日時：平成29年(2017年)9月3日(日) 14:00-17:15
出席者：理事全員13名および監事2名

【喫煙マナーについて】

- ・各戸配布予定であったが、通例どおり各棟掲示とした。(広報No. 14)
- ・追加で要望があったが、広報掲示の後には特に連絡はない。
- ・蚊取り線香の匂いが洗濯物につくと投書があった。(氏名等の記載なし)
- ・喫煙マナーの掲示物にラミネート加工を行い、しばらく掲示すべきではないか。
- ・全理事了承(第5回広報平成9月26日 議題6、受動喫煙について)

(3) 日時：平成29年10月1日(日) 14:00-17:15
出席者：理事全員13名および監事2名

【受動喫煙について】

- ・九都縣市が作成しているチラシをラミネート加工し、広報する。
- ・全理事了承。